

長 福 第 225 号
令和7年5月28日

茨城県から指定を受ける介護サービス事業所 管理者 殿

茨城県福祉部長寿福祉課長

**介護保険事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」の運用開始
について（通知）**

平素より、本県の高齢者福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス事業所等の指定申請等に係る申請・届出等については、これまで紙媒体の郵送により提出を受け付けておりましたが、下記のとおり、厚生労働省の「電子申請・届出システム」（以下、「システム」という。）によるオンラインでの受付を開始しますので、お知らせいたします。

記

1 システム導入の背景・目的

介護事業者の事務負担軽減のため、令和6年4月に介護保険法施行規則が改正され、すべての自治体において、指定申請等に係る申請・届出は、原則としてシステムにより提出することとなりました。

2 運用スケジュール

申請・届出等の提出日	運用
令和7年6月1日～	申請・届出のシステムでの受付開始 ※紙媒体での提出も可能
令和8年1月1日～	申請・届出は、原則としてシステムで受付 ※紙媒体での提出は原則不可

3 対象となる申請・届出

様式番号	申請・届出の名称
様式第1号	指定（許可）申請
様式第1号の2	指定（許可）更新
様式第1号の3	指定特定施設入居者生活介護 指定変更申請
様式第2号	指定を不要とする旨の申出
様式第3号	変更届出
様式第3号の2	再開届出
様式第4号	廃止・休止届出
様式第5号	指定辞退届出
様式第6号	介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請
様式第7号	介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請
様式第8号	介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請
—	介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出

4 システムでの提出方法

- (1) システムへのログインにあたり、各事業者において、デジタル庁が発行する「G ビズ ID」(G ビズ ID プライム) のアカウントが必要です。未取得の事業者におかれましては、速やかに取得手続きを進めてください。

■G ビズ ID について (介護事業者向け) (県ホームページ)

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/gbizid_kaigo.html

- (2) 県ホームページに掲載の「電子申請・届出の手引き」(以下、「手引き」という。)を確認のうえ、システムにログインし、申請・届出等を提出してください。

※以下のページに、「手引き」のほか、Q&A やシステムログインページ URL を掲載しています。

■介護保険事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」について
(県ホームページ)

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/denshishinsei_kaigo.html

5 その他

- (1) 本通知の対象は、茨城県に提出する申請・届出です。茨城県以外に提出する申請・届出の取扱いについては、所管の自治体にお問い合わせください。

- (2) G ビズ ID に関するお問合せは、以下の窓口までお願いいたします。

G ビズ ID ヘルプデスク (デジタル庁)

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

TEL : 0570-023-797

茨城県福祉部長寿福祉課
介護保険指導・監査担当
MAIL : chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp
TEL : 029-301-3343